

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年1月29日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤原 威一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁が運用している中層フロートのデータ処理サービスを行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なデータ処理について熟知した法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 中層フロートデータ処理サービス（単価契約）
- (2) 業務内容 気象庁が運用する中層フロートのデータ処理サービス（アルゴス通信およびイリジウム通信）の提供
- (3) 適用期間 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

3 業務目的

中層フロートは、設定した日数間隔(5日毎)で海中を繰り返し浮上・沈降して、海洋の水温・塩分を測定する測器である。中層フロートの観測したデータは中層フロートデータ処理サービス（以下、「本サービス」という。）を利用することにより取得可能となる。本サービスは、気象庁が令和3年度に運用する中層フロートの観測データを、アルゴス通信およびイリジウム通信によって、迅速かつ正確に取得及び処理することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交

通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本サービスは、アルゴス通信およびイリジウム通信を利用したものであることから、アルゴス通信およびイリジウム通信によるデータの取得及び処理を迅速かつ正確に実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本サービスを実施するための仕様書に示す項目について、個々の要件を満足することができる機器と施設を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

①発注者から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②発注者の許可を受けた場合を除き、本業務によって得られた成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

本業務に必要な連絡窓口を持つこと。本サービスの運用実務を担う仏国 **Collecte Localisation Satellites** 社と随時連絡が取れること。

(6) 業務実績に関する要件

本サービスの仕組みやデータフォーマットに関し熟知し、アルゴス通信およびイリジウム通信を利用したデータの取得・処理の実績を数多く有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田 松司

電話 03-6758-3900 (内線 2516) F A X 03-3434-9064

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年1月29日から令和3年2月19日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年2月22日 17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3)

により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。